

証明書発行（認知書発行及び大会申込書押印等）に係る手数料の徴収について

公益財団法人東京陸上競技協会
理事長 中野人志
(公印省略)

公益財団法人日本陸上競技連盟の規則によって行われる公認大会・マラソン競技では、資格認定が実施されます。すなわち、出場資格は規則により登録者のみとされています。

東京以外で公認の大会や記録会が行われる際に、東京で登録されている選手が参加する場合には、東京で登録をしていることの証明書が必要になります。その証明の名を「認知書」といいます。

その「認知書」を発行するのは、公益財団法人東京陸上競技協会が行います。

選手からの申し出により、確認後、指定用紙があれば公印（協会印または、理事長印）を押印して発行、指定用紙が無い場合は、「認知書」を作成し、公印（理事長印）を押印し発行します。

このように特定の方のみの事務に時間と費用が発生しています。受益者負担の考えから、手数料を徴収することにしました。ご理解とご協力をお願いいたします。

記

証明書発行手数料（1件〔1通〕当たり）……………500円

支払方法：①直接事務局でお支払

②郵送でのお申し込み

別紙認知書発行依頼書に必要事項を記載の上、手数料500円（現金または郵便小為替のみ。切手での支払いは不可）・返信用封筒（82円切手貼付）を同封の上、東京陸協「証明書発行係」までお送り下さい。

■申込先■

〒160-0021

新宿区歌舞伎町1-28-3武井ビル5階

(公財)東京陸上競技協会「証明書発行係」

TEL:03-3203-6123 FAX:03-5292-0196